

製品安全データシート

1【化学物質等および会社情報】

名称 **コスミック F-V20 春秋冬**
 会社名 株式会社ダイフレックス
 住所 東京都新宿区西新宿 2 - 4 - 1 新宿NSビル25F
 電話番号 03-5381-0881
 F A X 番号 03-5381-0851
 緊急連絡先 コスミック事業部 03-5321-9761
 作成日 2009年11月12日

2【危険有害性の要約】

GHS分類

物理化学的危険性 : ・引火性液体 区分3
 健康に対する有害性 : ・急性毒性(経口) 区分5
 : ・急性毒性(経皮) 区分5
 : ・急性毒性(吸入:蒸気) 区分4
 : ・皮膚腐食性/刺激性 区分2
 : ・眼に対する重篤な損傷/眼刺激性 区分2 A
 : ・発がん性 区分2
 : ・特定標的臓器/全身毒性(単回暴露) 区分1(中枢神経系)
 : ・特定標的臓器/全身毒性(反復暴露) 区分1(肝臓、血液系、呼吸器、神経系)
 環境に対する有害性 : ・水生環境有害性物質・急性 区分2
 : ・上記で記載が無いものは、分類できない、分類対象外

ラベル要素

絵表記



注意喚起語

: ・危険

危険有害性情報

: ・引火性液体および蒸気
 ・飲み込むと有害のおそれ
 ・皮膚に接触すると有害のおそれ
 ・吸入すると有害
 ・皮膚刺激
 ・強い眼刺激
 ・発がんのおそれの疑い
 ・中枢神経系の障害
 ・長期または反復暴露による肝臓、血液系、呼吸器、神経系の障害
 ・水生生物に毒性

成分情報

: ・スチレン

国、地域情報

: ・消防法 危険物 第四類 第二石油類 「火気厳禁」 危険等級

注意書き

安全対策

: ・環境に放出しない様に注意して取り扱うこと。
 ・屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
 ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
 ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
 ・取扱中は、皮膚に触れない様に注意し、保護眼鏡(ゴーグル型)、保護手袋、保護マスク、保護衣などの適切な個人用保護具を着用すること。
 ・取扱い後はよく手を洗うこと。

救急措置

: ・吸入した場合は、被災者を空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断/手当てを受けさせること。
 ・呼吸に関する症状が出た場合には、医師の診断/手当てを受けること。

- ・飲み込んだ場合は、口をすすぎ、医師の診断 / 手当てを受けること。
 - ・眼に入った場合は、水で数分間注意深く洗い、医師の診断 / 手当てを受けること。
 - ・皮膚または髪に付着した時は多量の水と石鹸で洗い、衣類が汚染された時は直ちに全てを取り除くこと。
 - ・皮膚刺激が生じた時は、医師の診断 / 手当てを受けること。
 - ・汚染された衣類は直ちに脱ぎ、廃棄すること。
 - ・暴露または暴露の懸念がある時は、医師の診断 / 手当てを受けること。
 - ・気分が悪い時は、医師の診断 / 手当てを受けること。
- 保管 : 容器を密閉し、直射日光を避け、熱源から離れた換気の良い場所で、施設して保管すること。
- 廃棄 : 内容物 / 容器等の製品付着物は関係法令に従って廃棄すること。

3 【組成、成分情報】

単一化学物質・混合物の区分 : 混合物

化学名又は一般名	含有率(%)	化学特性	官報公示整理番号		CAS No.
			化審法	安衛法	
ビスフェノール A 型エポキシアクリレート	45 ~ 55	-	あり	整理番号なし	あり
スレン	40 ~ 50	C ₆ H ₅ CH=CH ₂	(3)-4	整理番号なし	100-42-5
シカ	1 ~ 5		(1)-548	整理番号なし	112945-52-5
カル化合物	1 未満		あり	整理番号なし	あり
その他	1 未満				

4 【応急措置】

下記の応急措置を施すとともに、直ちに医師に連絡をとりその指示に従う。

- 吸入した場合 : 負傷者を新鮮な空気のある場所に移動し、休息させる。
 ・嘔吐が自然に生じたときは気道への吸入がおきないように身体を傾斜させる。
 ・水でうがいをする。
- 皮膚に付着した場合 : すべての汚染された衣類を直ちに脱ぐ。
 ・皮膚に接触した場合は、直ちに多量の水又は石鹸水で洗う。
- 眼に入った場合 : 直ちに清浄な水で5分間以上洗い流す。
 ・眼と接触した場合は直ちに多量の水で洗い医師の診断を受ける。
 ・眼球を傷つける可能性があるのでこすらない。
- 飲み込んだ場合 : 嘔吐が自然に生じたときは気道への吸入がおきないように身体を傾斜させる。
 ・事故の場合または気分が悪いときは、直ちに医師の診断を受ける。
 ・飲み込んだ場合は、直ちに医師の診断を受け、この容器に記載された注意事項やラベル、MSDSを示す。
 ・飲み込んだ場合は、水で口内を洗う(その人の意識がある場合のみ)。
- 応急措置をする者の保護 : 救急者は、保護具を着用する(曝露防止措置の注意事項を参照)
- 医師に対する特別注意事項 : 直ちに医師の診断を受け、この容器のラベルに記載された注意事項又はMSDSを示す。

5 【火災時の措置】

- 消火剤 : 泡、二酸化炭素、粉末。
- 特定の消火方法 : 周辺火災の場合: 移動不可能な場合、容器、梱包及び周辺に散水し冷却する。
 ・着火した場合: 火元(燃焼源)を断ち適切な消火剤を用いて風上から消火。
- 消火を行う者の保護 : 火災により有毒ガスやヒュームが発生するので、適切な呼吸用保護具(送気マスク、自給式呼吸器等)を着用する。

6 【漏出時の措置】

- 関係法規に準拠して作業する。
- 人体に対する注意事項 : 作業者は保護具(曝露防止措置及び保護措置の項を参照)を着用し、風上で作業する。
 保護具及び緊急時措置 : 屋内の場合、処理が終わるまで適切な換気を行う。
 ・漏出した場所の周辺にはロープを張る等して、関係者以外の立ち入りを禁止する。
- 環境に対する注意事項 : 漏出物が河川、水路等公共水路に流れ込むのを防止する。
- 除去方法
- 回収 : 漏出液を密閉可能な容器にできる限り集める。
 ・残留液は土、砂等に吸着させて密閉可能な容器に回収する。
 ・回収するときは、火花のでない器具を用いて回収する。
- 廃棄 : 回収した漏出物は廃棄上の注意に従って廃棄する。

- 二次災害防止策 : ・ 付近の着火源となるものを速やかに取り除く。
 ・ 火気厳禁。
 ・ 漏出した場所の周辺には関係者以外の立ち入りを禁止する。
 ・ 万一、河川公共水路等に流れ込んだ場合は、直ちに地方自治体の公害担当者に報告する。

7 【取扱いおよび保管上の注意】

関係法規に準拠して作業する。

- 取扱い : ・ 容器は注意して取扱い、開ける。
 ・ 使用時には飲食しない。
 ・ 皮膚との接触を避ける。
 ・ 眼との接触を避ける。
 ・ 眼と接触した場合は直ちに多量の水で洗い医師の診断を受ける。
 ・ すべての汚染された衣類を直ちに脱ぐ。
 ・ 皮膚と接触した場合は、直ちに多量の水又は石鹼水で洗う。
- 技術的対策 : ・ 加熱すると爆発の恐れがある。
 ・ 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
 ・ 電気機器類は、防爆型（安全増型）のものを用いる。
 ・ 換気のよい区域でのみ使用する。
 ・ 取扱い場所の近くにシャワー手洗い洗眼設備等を設けその位置を表示する。
 ・ 作業中のコンタクトレンズの着用は好ましくない。
 ・ 眼 / 顔面用の保護具を着用する。
 ・ 適当な保護衣および眼 / 顔面用の保護具を着用する。
 ・ 取扱い後は手洗い、洗眼を十分に行う。
- 注意事項 : ・ 取扱いは換気のよい場所で行う。
 ・ 局所排気装置の設置された場所で作業する。
- 安全取扱い注意事項 : ・ 知見なし
- 適切な保管条件 : ・ 法規に従って、耐火構造、危険物施設に保管する。
 ・ 容器を換気のよい場所で保管する。
 ・ 消防法危険物 1, 6 類と混載してはならない。
 ・ 冷所で保管する。
 ・ 熱から離して保管する。
 ・ 着火源から離して保管する - 禁煙。
 ・ 容器を密閉して保管する。

8 【暴露防止および保護措置】

物質名	管理濃度	許容濃度	
		日本産業衛生学会	ACGIH
スリソ	20ppm	20ppm 85mg/m ³ (Skin)	(TWA) 20ppm (STEL) 40ppm

- 設備対策 : ・ 密閉された装置、機器または局所排気装置を使用して取扱う。
 ・ 取扱い場所の近くにシャワー手洗い洗眼設備等を設けその位置を表示する。

保護具

- 呼吸器の保護具 : ・ 有機溶剤用マスク。
 ・ 本製品を多量に使用する場合または密閉空間で使用する場合には、送気式もしくは自給式呼吸器を推奨する。
- 手の保護具 : ・ 不浸透性帯電防止手袋。
- 目の保護具 : ・ 保護眼鏡（ゴーグル型）または保護面（防災面）
- 皮膚及び身体の保護具 : ・ 帯電防止性能を有する、長袖の保護衣及び安全靴を推奨する。

9 【物理的および化学的性質】

製品として

- 形状 : 液体
 色 : 灰色
 臭い : 特異臭
 物理的状態が変化する温度 : データなし
 引火点 : 31.7 (セタ密閉式)
 密度 : 1.0 ~ 1.2 (25 比重として)
 溶解性 : 水に不溶。
 粘度 : 約 14.0 dPa・s (25 B型粘度計)

スチレンとして

爆発特性

爆発限界上限	: 6.1 Vol%
爆発限界下限	: 1.1 Vol%

10【安定性および反応性】

安定性	: ・冷暗所で密閉状態では安定である。
反応性	: ・知見なし。
避けるべき条件	: ・金属粉等の混入。 ・50以上の高温。
危険有害な分解生成物	: ・知見なし

11【有害性情報】

急性毒性	: ・スリソ
	LD ₅₀ : 検体:ラット 経口毒性: 5,000mg/kg
	LD ₅₀ : 検体:マウス 経口毒性: 316mg/kg
	LC ₅₀ : 検体:ラット 吸入毒性: 24g/m ³ /4H
	LC ₅₀ : 検体:マウス 吸入毒性: 21,600mg/m ³ /2H
	LCL ₀ : 検体:モルモット 吸入毒性: 12g/m ³ /14H
	LCL ₀ : 検体:ヒト 吸入毒性: 10,000ppm/30M
	TCL ₀ : 600ppm
	TCL ₀ : 20ug/m ³
	LD ₅₀ : 検体:マウス 静脈注射: 90mg/kg
	LD ₅₀ : 検体:ラット 腹腔内注射: 1,220mg/kg
	LD ₅₀ : 検体:マウス 腹腔内注射: 660mg/kg
	: 検体:ラビット 刺激性(皮膚) Open;MILD
発がん性	: ・IARC(国際ガン研究機構) ・スリソ : 第2群B(産衛学会) : 2B 人に対して発ガン性があるかもしれない。40~50%
	・バルル化合物 : 2B 人に対して発ガン性があるかもしれない。1%未満
変異原性	: ・スリソ 変異原性クラス1

12【環境影響情報】

製品として	
生体蓄積性	: ・情報なし
スチレンとして	
生体蓄積性	: ・魚毒性 メダカ LC ₅₀ (48h) 30mg/L グッピー 74.8mg/L(TLm96)

13【廃棄上の注意】

この製品及び容器・包装材は安全な方法で廃棄しなければならない。

残余廃棄物	: ・本製品はP R T R法第一種指定化学物質を含有する。 ・本製品は環境中に放出してはならない。 ・この製品は排水溝中に空けてはならない。
外部に委託する場合	: ・産業廃棄物処理業者と委託契約を結び、廃棄物の内容を明確にして、処理を委託する。
内部処理をする場合	: ・法令に従って、残余廃棄物、製品の包装材を廃棄処理する。 ・法的規制に適合した設備と方法で焼却処理を行う。 ・焼却条件によっては有毒ガスが発生する可能性があるため、除害装置のある焼却炉の使用を推奨する。

14【輸送上の注意】

国連分類	: ・クラス3(引火性液体)
国連番号	: ・1866
品名(国連輸送名)	: ・樹脂液
容器等級	: ・

- 特定の安全対策及び条件 : ・保護具、消火器を携帯する。
 ・必要であれば、イエローカードを携帯する。
 ・容器に漏れのないことを確認し、落下、転倒、破損がないように積載し、荷崩れ防止を確実にを行う。
- 消防法、道路法、船舶安全法、航空法の基準に従い積載・運送を行う。
 積載・運送方法 : ・陸上輸送
 ・消防法（危険物第四類第二石油類）の基準に従い積載・運搬を行う。
 容器 : 危険物の規制に関する規則別表第3の2および第3の4
 容器表示 : イ．第四類第二石油類、危険等級、化学物質名、非水溶性
 ロ．数量、品名、火気厳禁
 積載方法 : 運搬時の積み重ね高さ3m以下
 混載禁止 : イ．第1類、第6類の危険物
 ロ．高压ガス
 本製品は道路法施行令第19条の12（通行禁止物質）または、第19条の13（通行制限物質）に該当する場合があります。
- ・海上輸送
 船舶安全法：危規則第2，3条危険物告示別表第1引火性液体類の基準に従い積載、運送する。
- ・航空輸送
 航空法：施行規則第194条危険物告示別表第1引火性液体の基準に従い積載、運送する。

15【適用法令】

- 労働安全衛生法 : ・第2種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号）
 ・作業環境評価基準（法第65条の2第1項）
 ｽﾝ
 ・名称等を表示すべき危険物及び有害物（法57条1、施行令第18条）
 ｽﾝ
 ・名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9）
 ｺﾞﾙﾄ及びその化合物 政令番号172号 : 1%未満
 ｽﾝ 政令番号323号 : 40~50%
- 毒物及び劇物取締法 : ・該当しない
- 消防法 : ・法第2条第7項危険物別表 第4類第2石油類（非水溶性）
- 悪臭防止法 : ・特定悪臭物質（施行令第1条）
 ｽﾝ
- 大気汚染防止法 : ・有害大気汚染物質 法第2条第13項（中央環境審議会答申、1996.10.18）
 ・揮発性有機化合物 法第2条第4項（環境省から都道府県への通達）
- 外国為替及び外国貿易法 : ・輸出貿易管理令別表第1の16項に該当するので、経済産業省のガイドラインの参照や事前相談が望ましい
- 船舶安全法 : ・引火性液体類（危規則第3条危険物告示別表第1）
- 航空法 : ・引火性液体（施行規則第194条危険物告示別表第1）
- 道路法 : ・道路法施行令第19条の13：車両の通行の制限（消防法別表指定数量より積載量1000リットル以下は除外）
- 化学物質排出把握管理促進法（PRTR法） : ・第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1第1）
 ｽﾝ 政令番号177号 : 46%
- 2010年3月31日まで適用
- 化学物質排出把握管理促進法（PRTR法） : ・第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1第1）
 ｽﾝ 政令番号240号 : 46%
- 2010年4月1日より適用
- 労働基準法 : ・疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条・別表第1の2第4号1・昭53労告36号）
 ｽﾝ

16【その他の情報】

本文書は製品の安全情報を記したものです。品質保持上の諸要件については技術資料等をご参照下さい。

保護具に関する詳細については(社)日本保安用品協会(TEL;03-5804-3125)にお問い合わせ下さい。

引用文献

- ・国際化学物質安全性カード(I C S C)
 - ・Registry of Toxic Effects of Chemical Substances (RTECS)
 - ・作業環境評価基準
 - ・産業衛生学会雑誌
 - ・2001 TLVs and BEIs(ACGIH)
 - ・米国連邦規則集(O S H A)
 - ・IARC Monographs on the Evaluation of Carcinogenic Risk to Humans(IARC)
 - ・法規制物質リスト(日本ケミカルデータベース)
 - ・ケミカルデータベース(日本ケミカルデータベース)
 - ・G H S分類結果データベース(製品評価技術基盤機構 N I T E)
 - ・CHEMGOLD2 (ChemWatch)
-